

老岐市農業委員会定例会（令和8年3月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年3月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 老岐市役所 石田庁舎 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局長補佐 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番・・委員 ・番・・委員
 - 第2. 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第15号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）に対する意見について
 - 議案第16号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）に対する意見について
7. その他

開 会 （ 午 前 8 : 5 5 ）

事務局 皆さんおはようございます。新体制となって初めての定例会です。どうぞ宜しくお願いします。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年3月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、全員出席でございます。

本日の出席委員は19名中 19名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会 長 皆さん、おはようございます。

せっかく初めて議案を審議するなかで、雨になりました。今、世の中の情勢は変わっております。イランへのアメリカからの攻撃のせいで、燃油が高騰しております。たちまち、200円台になっておりますが、今後、さらに皆様方の経営に直接影響します肥料とか燃油の価格があがるのではないかと非常に心配しております。しかし、これは、どうしようもない事実であります。燃油使うものは、価格が高騰して出荷できないと聞いております。皆様方も一緒であります。どうかして、この戦争が終わることを願っております。今日初めて議案を審議するわけですが、初めての委員におかれまして、いろいろと分からない点もあろうかと思いますが、前任者または、他の委員に内容を確認して、スムーズに進めていけたらと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・委員、・番・委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。なお、本日の会議書記には事務局、・・・・を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第13号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、【新体制移行後初めての案件であるので、農地の権利移動に係る許可要件（農地法第3条第2項各号）について説明後、議案の説明】

はい、それでは1頁をお願い致します。議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が7件あがっております。

受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件の贈与、3件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような3つの内容を審議して頂くことになります。

11番 土地の所在

勝本町西戸触	字當ノ木	・・・・番・	地目	田	面積	1, 645㎡
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	474㎡
譲渡人	・・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・・					

経営地面積は、田が18, 894㎡、畑が14, 160㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、タバコ移植機、タイヤショベル、ハーベスタ、AP1を所有してあります。

農作業歴は本人27年、父60年、母50年です。

通作距離については、300mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の下條さんは、島外に住んでおり、農地の管理ができないということで、譲受人の・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号11番は決定します。続きまして、12番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

12番 土地の所在

勝本町片山触 字水気^{みずけ}・・・番・地目 田 現況 畑 面積 685㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が26,079㎡、畑2,222㎡です。

申請理由

譲渡人 管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、2tトラック、軽トラック、バインダーを所有してあります。

農作業歴は本人41年、妻43年、二男6年です。

通作距離については、500mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・・委員さんと譲受人の立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、相続をしたものの島外在住ため農業ができないということで、譲受人の・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第13号12番は決定します。

続きまして、13番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

13番 土地の所在

勝本町立石南触 字八水 ……番 地目 田 面積 1,457㎡

譲渡人 ……

譲受人 ……

経営地面積は、田が3,880㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため贈与する。

譲受人 譲り受けて、農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、軽トラック、コンバイン、田植機、乾燥機を所有してあります。

農作業歴は本人と妻が30年、3人の子供が15年ずつです。

通作距離については、2kmほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・・委員さんと譲受人の妻の立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人の奥さんに確認を致しました。

譲渡人の谷田さんは、島外在住で農地の管理ができないということで、譲受人の原さんに贈与するものです。本案件は、2月の定例会の折に、別の譲受人の3条許可を取り消したものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号13番は決定します。続きまして、14番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

14番 土地の所在、

芦辺町箱崎江角触 字松尾	・・・番・	地目	田	面積	1 8 5 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	6 0 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	1 1 5 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	8 0 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	1 1 5 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	5 3 3 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	3 2 0 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	1 1 0 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	7 5 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	1 3 5 m ²
同じく	・・・番・	地目	田	面積	2 1 5 m ²
同じく	・・・番・	持分2分の1			
		地目	田	面積	6 m ²

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

経営地面積は、田が4, 283 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人23年、父47年、母60年です。

通作距離については、3kmほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、WCS、イタリアンの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・・委員さんと譲受人の母親の立ち会いの下、

現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人のお母さんと現地確認を致しました。父所有の農地を、お子さんへの生前贈与でありますので、何ら問題はないかと思いましたが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。【異議なしの声あり】
それでは、ご異議がないようですので、議案第13号14番は決定します。続きまして、15番の説明をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

15番 土地の所在、

石田町筒城仲触	字宮田	・・・・番	地目	田	面積	945㎡	
同じく		・・・・番	地目	田	面積	292㎡	
同じく		・・・・番	・	地目	田	面積	477㎡
同じく		・・・・番	・	地目	田	面積	169㎡
同じく		・・・・番		地目	田	面積	327㎡

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地面積は田が47,793㎡、畑が8,811㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクター、ハーベスタ、バインダー、田植え機、コンバインを所有してあります。

農作業歴は本人50年、妻30年、長男6年です。

通作距離については、1kmほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料などの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、相続をしたものの島外在住で農地の耕作ができないという
ことで、譲受人の・・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号15番は決定します。

続きまして、16番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

16番 土地の所在、

石田町筒城東触 ^{うしろぎた}字後北 ・・・番・ 地目 畑 面積 2,310㎡

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地面積は田が4,775㎡、畑が1,027㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、管理機、軽トラック、トラクター、草刈機を所有してあります。

農作業歴は本人20年です。

通作距離については、50mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、玉ねぎ、キャベツなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人の奥さんに確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外在住で農業ができないということで、当該農地の近

くに住んでいる譲受人の・・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号16番は、決定します。続きまして、17番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願い致します。

17番 土地の所在、

石田町湯岳興触	字古川	・・・番	地目	畑	面積	892 m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	235 m ²
同じく		・・・番	地目	畑	面積	987 m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	1297 m ²
同じく		・・・番	地目	畑	面積	132 m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	1405 m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	623 m ²
譲渡人	・・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・・					

経営地面積は0 m²です。

申請理由

譲渡人 管理できなくなったので売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営を開始するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜です。

農機具は、トラクター、耕運機を所有してあります。

農作業歴は本人2年、夫2年です。

通作距離については、50 mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、いも、キャベツ、ネギなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

長岡委員 担当の・・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の中野さんは、農地の管理ができないということで、譲受人の・・・さんに売却するものです。・・・さんは、現在、大原触に住んでおり、近くの農家の農

業を手伝って農業経験を積んできたということです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので議案第13号17番は、決定します。

続きまして、議案第14号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 【5条についての説明】

はい、4頁お願いします。

議案第14号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

勝本町片山触 字水気 . . . 番 . 地目 畑

面積 198㎡

転用目的 進入路

譲渡人

譲受人

申請理由

当該農地を平成28年頃から許可を受けずに農業用施設の進入路として使用していたので、転用申請をします、というものです。この案件は、違反転用に該当しますが、牛舎への進入路として利用されていたこともあり、県において、簡易手続き相当の違反案件と判断され、今回の転用申請手続きのみの申請を行うものです。

権利の設定内容は、売買です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、6頁から10頁です。令和8年3月19日に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、この案件は、既に牛舎への通路として利用されておりますが、県において、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものと判断されており、違反転用に係る5条申請のみの許可申請で良いということで承諾を頂いております。

皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第14号2番は、意見を付して進達します。

続きまして、議案第15号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 【中間管理機構についての説明】

申し訳ありませんが、議案の差し替えをお願いします。

はい、議案の第15号と議案第16号は一括して説明させていただきます。

はい、11頁をお願い致します。

議案第15号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

12頁～15頁をご覧ください。令和8年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、11頁をご覧くださいますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が21筆で22,495㎡、更新が5筆で5,243㎡、5年間の田の新規が10筆で24,444㎡更新が2筆で1,767㎡であり、10年間の畑の新規が6筆で8,363㎡、5年間の畑の新規が3筆で3,392㎡であり、合計が田畑合わせて47筆で69,916㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について10年間の田の新規が13筆で13,874㎡、更新が2筆で1,742㎡で、5年間の田の新規が17筆で15,730㎡、5年間の田の更新が3筆で1,719㎡であり、10年間の畑の新規が6筆で4,927㎡であり、使用貸借権設定の合計が田畑合わせて41筆、37,992㎡であります。

続きまして、16頁をお願い致します。議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。17頁から20頁の令和8年3月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度、16頁をご覧くださいますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第15号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第15号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。【異議なしの声り】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号と議案第16号は原案のとおり決定し、その旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 4月の定例会の日程 令和8年4月23日（木）午後4時～
場所 壱岐市役所 石田庁舎 2階会議室
午後6時から懇親会及び歓送迎会を開催

② 人事異動

．．．．．事務局 代わりに．．．．．部．．．部長が農業委員会事務局長を兼務 ．．．．．が事務局次長となり、農林課のフルタイム職員．．．．．さんが委員会事務局に来ます。あと1名パートタイム職員が4月から来る予定です。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れ様でした。